

1 部会の位置づけと今後の進め方

令和8年度から全国の自治体において本格実施が予定されている「こども誰でも通園制度」の円滑な開始に向けて本年度から先行実施するにあたり、制度の実施要綱を定める必要があり、その策定のため、当会議の幼児教育・保育部会で検討を行う。

	時 期	課題等
1 回会議	5 月 2 6 日	・制度の概要説明、論点整理 ・施設向けアンケート（案） ・先進地視察（案）
—	7 月上旬	・先進地視察の実施（佐賀市を想定）
2 回会議	7 月下旬	・アンケート結果分析、先進地視察の結果 ・論点に対する方向性の決定
3 回会議	8 月下旬	・実施要綱（案）について

2 子ども誰でも通園制度について(資料1、2)

(1) こども誰でも通園制度

保護者が就労していなくても、一定時間の範囲内でこどもが保育所等に通園できる制度

(2) 令和7年度先行実施案（令和8年1月から実施予定）

対象児童 保育所等に通っていない6か月から満3歳未満の子ども

実施施設と利用時間 3施設 月20時間（国制度10時間に市独自で10時間上乘せ）

(3) 事業実施までの流れ

事業実施要綱策定→事業者募集→施設選考→社会福祉審議会での意見聴取→施設認可
→利用申込受付→事業実施

3 実施要綱策定にあたっての主な論点と課題

- (1) 子どもの年齢、時間枠の設定
- (2) 利用方法（定期利用、自由利用）と実施方法（一般型、余裕活用型）
- (3) 親子通園の実施の有無（実施の場合は実施期間及び回数）
- (4) 食事の提供（事業実施者によるところ等）
- (5) 医療的ケア児など特別な支援が必要となる子どもや、要支援家庭の子どもの受入
- (6) 先行実施施設（3施設）の選考方法（保育所、認定こども園、幼稚園から1か所ずつ等）
- (7) 利用者負担金の額の設定、キャンセルポリシー等

実施要綱の課題と特徴

項目	課題	特徴
受け入れ可能な子どもの年齢	幼稚園での実施の場合、受け入れ困難な年齢層が生じる	問い合わせは0歳児が多い
利用方法	自由利用の場合、子どもの状況把握が難しい。また支援計画の作成事務が困難となる可能性	定期利用が多い
実施方法	<p>【一般型】</p> <p>既存の保育室の床面積と重複できず、新たに施設を増設するか、最低限必要となる床面積まで減じたうえで認可をとる必要</p> <p>【余裕活用型】</p> <p>実施施設の在園児数が利用定員総数に満たない事業所で実施。定員を超えないように運営する必要</p>	一般型が若干多い
親子通園の実施	実施期間が長期間にならないようにする必要	一定期間は認める場合がある
食事（昼食）の提供	アレルギー反応等の対応必要	少数の施設で実施
特別な支援が必要となる子ども等への対応	看護師の配置等が必要	受入は難しい
利用者負担額の設定	国の基準に拠る（300円）	同左
実施施設	認可を受けた保育園、認定こども園、幼稚園を想定	認可を受けた施設での実施がほとんど

その他事務処理について

定款、寄付行為の変更	定款変更が必要 寄付行為への記載不要	—
会計処理	収支計算書及び損益計算書において、事業区分を新たに設ける必要	—

4 利用者、施設向けアンケート項目の内容について(資料3)

- (1) アンケートの実施方法 ふくおか電子システムによる電子申請方式
- (2) アンケート実施期間 令和7年6月2日から1か月間
- (3) 対象施設と周知方法

認可保育所46施設(公立以外の施設)、認定こども園35施設、認可幼稚園5施設、認可事業所内保育事業所及び小規模保育事業所6施設に、アンケートのアドレス付きメールの送付。

5 先進地視察(案)について

場所 佐賀市の実施施設

時期 7月上旬

視察内容 実施までの経緯と現状、課題など

6 部会での議論後のスケジュール(案)

時 期	項 目
9月中旬	子ども・子育て会議(全体会)
9月下旬	事業者募集
10月	施設選考
11月下旬	社会福祉審議会(認可審議)
12月上旬	認可手続き(実施施設は事業開始までに定款を変更)
12月中旬	利用申し込み受付開始
令和8年1月中旬	事業実施(令和8年度から認可受付分は夏以降の実施を想定)